

あわら市社会福祉協議会
令和2年度（令和3年度実施）
共同募金福祉団体活動助成事業募集要領



地域を良くする プロジェクト、大募集！



あわら市社会福祉協議会は、「わたしたちの街や暮らしを少しでも良くしよう！」とがんばっている人たちを応援するため、助成団体を募集します。

あわら市で地域を良くするための福祉活動に取り組むボランティアグループやNPO法人のための、活動の活性化やステップアップとなるような事業の申請をお待ちしています。

1 支援団体と助成対象事業

共同募金運動に理解があり、助成を受けた事業内容を公表できるボランティアグループやNPO法人等が、あわら市内で行う地域や社会を良くするための事業。

ただし、次のような事業は対象となりません。

- (1) 他の補助・助成金との重複や公的補填のある事業
- (2) 政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (3) 総会など団体の運営に要する経費や団体の会員のみの利益となる事業
- (4) 人件費や飲食代、また福祉を目的としない事業

2 募集期間

令和2年4月1日（水）～5月1日（金） ※必着

3 助成の内容

令和3年4月から令和4年3月末までの間に実施する、地域活動支援事業。
あわら市で活動する福祉団体や、ボランティア団体などの活動を支援します。

4 助成額

- (1) 活動費 上限10万円（助成率 100%）
- (2) 備品整備費 上限10万円（助成率 75%）※（1）（2）の併用は不可

5 助成申請書の入手方法

- (1) あわら市社会福祉協議会ホームページからダウンロード
- (2) あわら市社会福祉協議会の窓口にて受け取る

〒919-0621 あわら市市姫二丁目31-6

TEL：73-2253 FAX：73-4542

6 助成決定までの手順

- ①希望団体からの申請は、あわら市社会福祉協議会にて予備審査を行います。予備審査では、申請内容に関するプレゼンテーション（説明）を予定しております。
- ②予備審査を通過した書面は福井県共同募金会へ送られ、改めて審査の上、内定します。助成が内定した団体へは、令和2年7月頃にお知らせします。
- ③県内すべての助成内定額を合計し、令和2年度の募金目標額を定め、令和2年10月から令和3年3月まで募金運動を行います。助成が内定した団体におかれましては、あわら市共同募金委員会が実施する募金活動（街頭募金）にご協力をお願いします。
- ④募金運動の結果、目標額を上回った場合には、令和3年4月頃に申請団体あてに決定通知書が送付されます。

7 ご注意

- ・募金運動に対する多くの方のご理解とご協力を得るためには、定例的な事業に多年度にわたって助成し続けることは困難となっています。前年同様の事業内容で申請が出た場合、助成が認められない可能性があります。
- ・団体概要書を過去に提出済みの団体は、団体名と変更箇所のみ記載して提出してください。（変更がない場合は提出の必要はなく、変更ない旨の通知だけで結構です。）

8 お申込み・お問い合わせ先

社会福祉法人あわら市社会福祉協議会 担当：吉田・津田
〒919-0621 あわら市市姫二丁目31-6
TEL 73-2253 FAX 73-4542
MAIL chiiki@awara-shakyo.or.jp



～赤い羽根共同募金とは～

「お互いに助け合って生きていこう」という赤い羽根共同募金運動は、運動の開始から70年余の間、ずっと地域福祉活動を支え続けてきました。

近年の社会構造・家庭環境の変化によって、地域や家族が持つ助け合いの力が弱まってきていますが、各地で起こる自然災害や急激な社会変化に対処するためには、私たち住民が自ら参加し、支え合っていかなければなりません。

赤い羽根共同募金は、地域の福祉活動を行う人と、募金をして活動を応援したい人を結ぶ、支え合いの仕組みの一つであり、「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

事業計画書

■申請する事業の概要

事業名		<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業（助成履歴なし） <input type="checkbox"/> 継続事業（助成連続 年目）
申請金額	千円	

■事業内容

【現状・解決したい課題など】			
【具体的事業内容および事業実施によって期待される効果など】			
主な対象者		実施予定日	
開催場所		延べ人数	

■収入内訳

項目	内訳（なるべく詳細に記入）	金額（円）
共同募金助成金		
自己財源		
利用者負担		
その他の収入		
合計		円

■支出内訳

項目	内訳（なるべく詳細に記入）	金額（円）
合計		円

